

令和6年度 保育認定料金表

※令和元年10月以降、変更はございません

◆◇保育所・認定こども園・地域型保育事業等の保育部門を利用する子どもの料金◆◇

各月初日の階層区分	世帯の課税状況等	保育料月額 (円)				給食費				多子判定
		2歳以下 (4月1日時点)		3歳以上 (4月1日時点)		2歳以下 (4月1日時点)		3歳以上 (4月1日時点)		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	主食費	副食費	主食費	副食費	
第1	生活保護・里親世帯	0	0	0	0					保副 育食 料費 ・・・ 多 年 齢 に 判 定 し な い 判 定 （ 全 員 無 償 ）
第2	2-1 市民税非課税 (★)	0	0	0	0					
	2-2 市民税非課税	1子	0	0	0					
		2子	0	0	0					
3子		0	0	0						
第3	3-1 市民税所得割額 (★) 48,600円未満	1子	8,600	8,600	0					
		2子	0	0	0					
		3子	0	0	0					
第3	3-2 市民税所得割額 48,600円未満	1子	18,500	18,300	0	0	0	有料(◆)	0	
		2子	9,250	9,150	0					
		3子	0	0	0					
第4	4-1 市民税所得割額 (★) 48,600円以上 77,101円未満	1子	8,600	8,600	0					
		2子	0	0	0					
		3子	0	0	0					
	4-2 (A)	1子	27,000	26,600	0					
		2子	13,500	13,300	0					
4-2 (B)	1子	27,000	26,600	0						
	2子	13,500	13,300	0						
4-3	市民税所得割額 (★) 77,101円以上 97,000円未満	1子	27,000	26,600	0					
		2子	13,500	13,300	0					
		3子	0	0	0					
第5	市民税所得割額 97,000円以上 169,000円未満	1子	38,200	37,600	0					
		2子	19,100	18,800	0				1子: 有料(◆)	
		3子	0	0	0				2子: 有料(◆)	
第6	市民税所得割額 169,000円以上 301,000円未満	1子	50,800	50,000	0					
		2子	25,400	25,000	0					
		3子	0	0	0				3子: 0円	
第7	市民税所得割額 301,000円以上 397,000円未満	1子	60,400	59,400	0					
		2子	30,200	29,700	0					
		3子	0	0	0					
第8	市民税所得割額 397,000円以上	1子	70,400	69,300	0					
		2子	35,200	34,650	0					
		3子	0	0	0					

【表の見方】

- ① 階層区分は、R6年4月からR6年8月はR5年度の市民税所得割額、R6年9月から翌年3月はR6年度の市民税所得割額により判定します。
※R5年度市民税はR4年中(1月～12月)の所得、R6年度市民税はR5年中(1月～12月)の所得が関係します。
- ② 年齢は、4月1日時点の年齢で判定します。
- ③ 表中の(★)は、ひとり親世帯(児童扶養手当の認定があることが条件です)及び在宅障がい者がいる世帯が該当します。
- ④ 市民税所得割額を計算する際、調整控除及び税額調整額以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等)を適用する前の所得割額で判定します。
- ⑤ 表中の(◆)は、主食費及び副食費が有料である場合、利用施設毎に料金が異なることを意味します。主食費及び副食費の金額を知られたい場合は、利用施設にお問い合わせください。
- ⑥ 多子判定(1子、2子、3子の判定)のルールは、次のように階層区分に応じて異なります。なお、表中の(●)に関し、「就学前」とは「小学校に入る前」を意味します。
 - ＜保育料算定時＞
 - ・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、年齢に関係なく判定。
 - ・第4-2(B)～第8階層の場合は、小学6年生までの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
※第3子以降は全て「3子」とします。
 - ＜副食費算定時＞
 - ・第1階層～第4-2(A)階層の場合は、全員無償なので、多子判定しない。
 - ・第4-2(B)～第8階層の場合は、就学前子どもの範囲内で、最年長の子どもから順に1子、2子、3子と判定。
※第3子以降は全て「3子」とします。